

監事	理事会	評議員会
<p>議案調査 監事が議案等の調査を行う。（⑫法 54 条、⑨寄 30 条 2 項） ・理事会の開催通知後から評議員会開催までの間に、私立学校法及び寄附行為規定により、監事は議案について調査し、評議員会に出席をして調査の結果、違反等があった場合は報告しなければならない。</p>	<p>招集 ②法 41 条 1 項：各理事が行うことができる ①寄 18 条 1 項：理事長が招集する</p> <p>通知 ①寄 18 条 5 項：通知内容、6 項：開催までの期間、7 項：招集手続省略で開催</p> <p>開催 ・評議員会にあらかじめ諮問する議案以外の議案（評議員会開催など）の決議及び評議員会にあらかじめ諮問する議案の決定 ③法 42 条 1 項、④法 70 条 2 項、②寄 20 条 1 項、③41 条 1 項 ・評議員会招集通知（開催は通知から 1 週間後） ④法 70 条 4 項、③寄 41 条 4 項、5 項</p>	
<p>報告 ・監事は評議員会にも出席する義務を負うことから、違反等がなかった場合はその旨を報告することが望ましい。</p>		<p>一週間空ける</p> <p>開催 ・理事会で決定したあらかじめ諮問する議案に対し意見を聴取する ⑤法 76 条、④寄 46 条</p>
	<p>招集 ②法 41 条 1 項：各理事が行うことができる ①寄 18 条 1 項：理事長が招集する</p> <p>通知 ①寄 18 条 5 項：通知内容、6 項：開催までの期間、7 項：招集手続省略で開催</p> <p>開催 ・評議員会にあらかじめ諮問した議案について決議を行う ③法 42 条 1 項 ②寄 20 条 1 項又は 2 項</p>	

定時評議員会（いわゆる決算評議員会） ⑬法 61 条 1 項

法：私立学校法（①～）、寄：寄附行為標準例（①～）

監事	理事会	評議員会
<p>議案調査 監事が議案等の調査を行う。（⑫法 54 条、⑨寄 30 条 2 項） ・理事会の開催通知後から評議員会開催までの間に、私立学校法及び寄附行為規定により、監事は議案について調査し、評議員会に出席をして調査の結果、違反等があった場合は報告しなければならない。</p>	<p>招集 ②法 41 条 1 項：各理事が行うことができる ①寄 18 条 1 項：理事長が招集する</p> <p>通知 ①寄 18 条 5 項：通知内容、6 項：開催までの期間、7 項：招集手続省略で開催</p> <p>開催 ・理事、監事、評議員の選任に係る評議員会の開催の決定 ③法 42 条 1 項、④法 70 条 2 項、②寄 20 条 1 項、③41 条 1 項 ・評議員会招集通知（開催は通知から 1 週間後） ④法 70 条 4 項、③寄 41 条 4 項、5 項</p>	
<p>報告 ・監事は評議員会にも出席する義務を負うことから、違反等がなかった場合はその旨を報告することが望ましい。</p>		<p>一週間空ける</p> <p>開催 ・理事会で決定したあらかじめ諮問する議案に対し意見を聴取する ⑤法 76 条、④寄 46 条 ・理事、監事、評議員選任案（候補者）の決定（⑥30 条 1 項、⑦45 条 1 項、⑧61 条 1 項、⑤7 条 1 項、⑥23 条 1 項、⑦32 条 1 項）</p>
<p>監事監査 ・計算書類の監査（⑨法 104 条 1 項、⑧寄 62 条 1 項）</p>		
<p>監査報告 ・監事監査の結果を理事会で報告（⑨104 条 3 項）</p> <p>議案調査 監事が議案等の調査を行う。（⑫法 54 条、⑨寄 30 条） ・理事会の開催通知後から評議員会開催までの間に、私立学校法及び寄附行為規定により、監事は議案について調査し、評議員会に出席をして調査の結果、違反等があった場合は報告しなければならない。</p>	<p>招集 ②法 41 条 1 項：各理事が行うことができる ①寄 18 条 1 項：理事長が招集する</p> <p>通知 ①寄 18 条 5 項：通知内容、6 項：開催までの期間、7 項：招集手続省略で開催</p> <p>開催 ・監査を受けた計算書類の承認（⑨法 104 条 3 項、⑧寄 62 条 1 項） ・決算・事業報告、理事等の選任を行う定時評議員会の開催の決定 ③法 42 条 1 項、④法 70 条 2 項、②寄 20 条 1 項、③41 条 1 項 ・評議員会招集通知（開催は通知から 1 週間後） ④法 70 条 4 項、⑩105 条 1 項、③寄 41 条 4 項、5 項</p> <p>※ 評議員会の開催を決めるのに合わせて、理事長選任のための理事会の開催を理事・監事全員の合意で決定しておく、下記の招集・通知の手続を省略可能。（①寄 18 条 7 項）</p>	<p>候補者の決定から定時評議員会の開催までの間に、各候補者から、就任承諾書、宣誓書、履歴書を徴収し、私立学校法及び寄附行為に抵触しない（特別利害関係や欠格事由に該当しない）ことの確認を行う。</p>
<p>報告 ・監事は評議員会にも出席する義務を負うことから、違反等がなかった場合はその旨を報告することが望ましい。</p>		<p>一週間空ける</p> <p>開催 ・決算・事業報告（法 105 条 3 項、④寄 46 条） ・理事、監事、評議員の決定（⑥30 条 1 項、⑦45 条 1 項、⑧61 条 1 項、⑤7 条 1 項、⑥23 条 1 項、⑦32 条 1 項）</p>
	<p>招集 ②法 41 条 1 項：各理事が行うことができる ①寄 18 条 1 項：理事長が招集する</p> <p>通知 ①寄 18 条 5 項：通知内容、6 項：開催までの期間、7 項：招集手続省略で開催</p> <p>開催 ③法 42 条 ・理事長の選定 ⑩法 37 条</p>	

私立学校法	寄附行為標準例
<p>①（理事会の職務等） 第三十六条 1～3 略 4 理事会は、前項第一号、第二号又は第六号から第八号までに掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>②（理事会の招集） 第四十一条 理事会は、寄附行為をもつて定めるところにより、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を寄附行為をもつて又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。 2～4 略</p> <p>③（理事会の決議） 第四十二条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その割合以上）をもつて行う。</p> <p>④（評議員会の招集の手続等） 第七十条 1 略 2 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 会議の日時及び場所 二 会議の目的である事項があるときは、当該事項 三 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。以下この号において同じ。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨 四 前三号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項 3 略 4 評議員会を招集するには、理事は、評議員会の日の一週間前までに、評議員に対して、書面でその通知を発ししなければならない。 5、6 略</p> <p>⑤（評議員会の決議） 第七十六条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。 2～6 略</p> <p>⑥（理事の選任等） 第三十条 理事は、私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、理事選任機関が選任する。 2～4 略</p> <p>⑦（監事の選任等） 第四十五条 監事は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によって、選任する。 2、3 略</p> <p>⑧（評議員の選任等） 第六十一条 評議員は、当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、選任する。 2、3 略</p> <p>⑨（計算書類等の監査等） 第一百四条 計算書類等は、文部科学省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。 2 略 3 前二項の監査を受けた計算書類等は、理事会の決議による承認を受けなければならない。略</p> <p>⑩（計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等） 第一百五条 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、文部科学省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告書並びに監査報告を提供しなければならない。 2 理事は、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告書を定時評議員会に提出しなければならない。 3 理事は、前項の規定により提出された計算書類及び事業報告書の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。</p> <p>⑪（理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事） 第三十七条 学校法人には理事長一人を置くものとし、寄附行為をもつて定めるところにより、理事のうちから、理事会が選定する。評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。</p> <p>⑫（評議員会に提出する議案等の調査義務） 第五十四条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。</p> <p>⑬（評議員会の招集の時期） 第六十九条 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。 2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。</p>	<p>①（招集） 第18条 理事会は、理事長が招集する。 2～4 略 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。 6 前項の通知は、会議の1週間前までに発ししなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。 7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>②（決議） 第20条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもつて行わなければならない。 （1） この寄附行為の変更 （2） 予算及び事業計画の作成又は変更 （3） 基本財産の処分 （4） 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 （5） 残余財産の帰属者の決定 （6） 収益を目的とする事業に関する重要な事項 3、4 略</p> <p>③（招集） 第41条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。 2、3 略 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。 （1） 会議の日時及び場所 （2） 会議の目的である事項があるときは、当該事項 （3） 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨 （4） 私立学校法施行規則で定める事項 5 前項の通知は、会議の1週間前までに発ししなければならない。</p> <p>④（決議） 第46条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。 2～4 略</p> <p>⑤（理事選任機関） 第7条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。 2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。 3 略</p> <p>⑥（監事の選任） 第23条 監事は、評議員会の決議によって選任する。 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。 3 略</p> <p>⑦（評議員の選任） 第32条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。 （1） この法人の職員のうちから選任した者 ●名 （2） この法人の設置する学校（幼稚園）を卒業した者で年齢25年以上のものの中から選任した者 ●名 （3） 学識経験者のうちから選任した者 ●名 2～5 略</p> <p>⑧（事業報告及び決算） 第62条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 （1） 事業報告 （2） 事業報告の附属明細書 （3） 計算書類 （4） 計算書類の附属明細書 （5） 財産目録 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。</p> <p>⑨（調査権限等） 第30条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。</p>